

(公印省略)
太町民第405号
平成23年7月26日

医療機関院長 各位

太子町長 首藤正弘

「こども医療費助成制度」(通院医療への助成拡大)の実施について(通知)

平素は、本町医療行政につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、子育て世代の医療費負担を軽減することで、安心・経済的な子育て支援を行うため、平成23年10月から「こども医療費助成事業」を拡充し、下記のとおり小学4年生から中学3年生修了までの児童・生徒にかかる通院医療費の一部を助成します。

所得制限を満たす該当者には、平成23年10月1日以降の受診から外来(通院)一部負担金が2割(日額800円(月2回まで))と記載された受給者証(既存の乳幼児等医療費受給者証などとは異なり、入院時は使用できません。)を発行します。

つきましては、10月以降の福祉医療受給者証の取り扱いについて、事務担当の方に周知くださいますようお願い申し上げます。

また、当町の啓発活動としまして、受給者に別紙リーフレットを配布し、広報誌への掲載も行っておりますが、医療機関におかれましても、お手数ですが、同封のポスターの掲示を依頼させていただきますので、併せてお願い申し上げます。

記

1. 事業名 こども医療費助成事業
2. 対象者 太子町に住所がある、小学4年生から中学3年生修了までの児童・生徒
3. 助成内容 **通院**(現物給付:受給者証発行)一部負担割合2割(日額800円限度)
※ 同一の月に同一の保険医療機関等ごとに2回まで負担
入院(償還払い:上記の受給者証は医療機関窓口で使用不可)
※ 被保険者等負担額を支払った後、領収書等を添えて町に申請、払い戻し
4. 負担者番号 48280424 (法別番号:48、兵庫県:28、太子町:042、CD:4)
5. 他制度との関係について 学校等の管理下で生じた傷病等については、日本スポーツ振興センターの災害共済制度を利用してください。また、小児慢性特定疾患・自立支援医療等の他の公費負担医療の助成を受けることができる場合も、この制度による受給者証は使用できません。

(お問い合わせ先)

〒671-1592 揖保郡太子町鵜 1369 番地 1 太子町生活福祉部町民課保険係
TEL 079-277-1012 (ダイヤルイン) FAX 079-276-3892
MAIL tyomin@town.hyogo-taishi.lg.jp

太子町こども医療費助成事業(平成23年度)

保護者等の所得・課税状況が所得制限内である、小学校4年生から中学校3年生修了前までの児童・生徒にかかる医療費の一部を助成する制度です。(通院と入院で助成方法が異なるのでご注意ください。)

所得制限	受給対象児童・生徒の保護者・扶養義務者(保護者が無収入等の場合)の市町村民税所得割額(住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除前の額)の世帯内最高額(注)が23万5千円未満であること (兵庫県の定める助成基準に準拠)
------	---

(注)兵庫県が、平成24年7月より、乳幼児等医療費助成事業などとともに、市町村民税所得割額の「世帯内最高額との比較」から、「世帯内合計額との比較」で審査する方式に改める予定としているため、平成24年6月に行う受給者証の更新時に対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。(正式決定時は広報紙等でお知らせします。)

◎通院(外来)医療費に対する助成(平成23年10月1日より実施)

◇兵庫県内の医療機関・調剤薬局窓口で、健康保険証と受給者証の両方を提示すれば、次の負担で受診できます。

助成内容	一部負担金	一部負担金の限度
	負担割合 2割(日額800円まで)	医療機関や調剤薬局ごとに、同じ月の2日目までは左の欄の額を負担。ただし、3日目以降の負担は不要。

受給申請及び要件審査に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費受給者証交付申請書 ・健康保険証(受給対象となる児童・生徒のもの)の写し(コピー) ・(保護者が仕事等の都合で太子町外に住居登録していたり、平成23年1月2日以降に他市町から転入された場合)平成23年度所得・課税証明書(平成23年1月1日現在の住所地で発行された各種控除額、扶養内容がわかるもの)
------------------	--

◇次のような場合(受給者証が使えないとき)は、払い戻しなどの申請手続きが必要です。

〔県外の医療機関等で受診するとき〕

医療機関窓口では受給者証が使用できません。健康保険のみで受診し、後日払い戻しを申請してください。

〔療養費(補装具、鍼灸、あんま・マッサージ、柔道整復師による施術)の費用〕

健康保険に保険分を支給申請し、給付を受けた後に別途申請が必要です。

払い戻しの申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・領収書 <li style="width: 50%;">・受給者証 <li style="width: 50%;">・印鑑(認印) <li style="width: 50%;">・健康保険からの給付内容がわかる証明書(太子町国保加入者は不要) <li style="width: 50%;">・通帳など振込先がわかるもの <li style="width: 50%;">・(補装具に係る申請の場合) 医師の意見書及び装着証明書
------------------	--

◎入院医療費に対する助成(平成22年4月1日より実施中)

◇受給者証は入院には使えません。一度、医療機関窓口で入院費用を支払った後、払い戻しの申請により助成します。

払い戻しの申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書(入院に係る自己負担額を医療機関等の窓口で支払ったことを証明するもの) ・印鑑(認印) ・健康保険からの給付内容(高額療養費・付加給付を含む)がわかる証明書(太子町国保加入者は不要) ・通帳など振込先がわかるもの ・こども医療費受給者証(平成23年9月30日までは、上記通院助成の受給申請時の添付書類)
------------------	---

◎注意事項(通院・入院共通)

・①自立支援医療の対象であるとき、②学校管理下等で発生した傷病等で受診される場合で、後日、日本スポーツ振興センターの災害共済等により医療費の助成を受けることができるときは、その範囲で助成対象外となります。(重複助成の場合は相当額を返納いただきます。)

・毎年、6月に前年の所得・課税状況などにより7月以降の受給の可否を審査します。このため、審査対象となる方が収入・所得の有無にかかわらず税務申告をされていない場合は、審査ができませんので、どなたかの扶養家族として申告されていない限り、収入のない方も必ず申告をしてください。

・保険診療外の負担(予防接種、健康診断、入院時食事代・差額ベッド代など)は助成対象外です。

◎次の事項に該当する場合は、必ず届け出てください

- ・住所・氏名が変わったとき
- ・世帯の構成や所得・課税状況が変わったとき
- ・加入している健康保険が変わったとき
- ・交通事故など、第三者(他者)による行為で受診するとき
- ・転出・死亡などで受給資格がなくなったとき

(お問い合わせ先) 太子町役場 生活福祉部 町民課 保険係 TEL 079-277-1012